

# 神戸市における幼児死亡事例検証結果報告書

平成 27 年 3 月

神戸市児童虐待死亡等事例検証委員会

# 目 次

	頁
<b>I 検証について</b>	
1. 検証の目的 . . . . .	1
2. 検証の方法 . . . . .	1
<b>II 本事例の概要について</b>	
1. 事例の概要 . . . . .	1
2. 児童及び家族の状況 . . . . .	1
3. 本市と母親との関わり . . . . .	2
4. 公判傍聴の中で判明した事件当日の状況 . . . . .	2
<b>III 本事例の問題点・課題</b>	
本事例の問題点・課題 . . . . .	3

## 神戸市における幼児死亡事例検証結果報告

### I 検証について

#### 1. 検証の目的

平成 24 年 12 月に神戸市 A 区で発生した母親による幼児死亡事例について、事実の把握、課題や問題点の整理等を目的に検証を行った。

なお、本検証は、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではない。

#### 2. 検証の方法

本市では、「神戸市市民福祉調査委員会児童福祉専門分科会権利擁護部会」の下に「神戸市児童虐待死亡等事例検証委員会」を設置している。当検証委員会では、事実の把握、関係機関の対応内容や裁判の傍聴内容等を基に検証を行った。

なお、プライバシー保護の観点から、会議は非公開としたが、報告内容については公開する。

### II 本事例の概要について

#### 1. 事例の概要

平成 24 年 12 月 14 日午後 3 時 30 分頃から 4 時 36 分の間に、母親（当時 34 歳）は、自宅マンションのリビングの掃除の邪魔になると思って、長男（当時 1 歳 11 か月）をビニール製ごみ袋に入れて閉じ込め、玄関手前の廊下に放置し、よって窒息により死亡に至らしたものの。

当時、警察は母親を殺人容疑で逮捕したが、検察が平成 25 年 1 月 4 日処分保留で釈放した後、平成 25 年 7 月 31 日傷害致死罪で起訴、再度拘留を行い、平成 26 年 12 月 8 日裁判員裁判の初公判が開かれ、同月 18 日懲役 4 年の実刑判決が言い渡された。

#### 2. 児童及び家族の状況

本世帯は、母親（34 歳）、父親（33 歳）、長女（5 歳）、本児（1 歳 11 か月）の 4 人家族で、A 区のマンションにて同居していた。なお、事件当時父親は仕事で外出中であった。

### 3. 本市と母親との関わり

(1) こども家庭センターとの関わり

通報歴、相談歴なし

(2) A区こども家庭支援室との関わり

通報歴、相談歴なし

(3) A区こども家庭支援課母子保健事業での関わり

①平成23年1月4日、本児N病院で出生、妊娠中から出生後まで異常なし。

②平成23年2月2日（生後29日）、新生児訪問指導実施。

- ・児の体重増加は良好。哺乳力や発育に問題なし。
- ・母親の実家は近隣のB市で、祖母が訪問支援してくれ、訪問指導当日も来訪中。育児に関する不安や悩みはないとのこと。

③平成23年5月20日（生後4か月16日）、区役所にて4か月児健診受診。

- ・問診票に主訴なし。その他、気になる項目はなし。
- ・子育てについての気持ち ⇒ 😊（ニコニコマーク）
- ・診察結果は、児の発育発達に問題なし。保健師との面接場面でも、育児不安や悩みの訴えなし。

④平成23年10月7日（生後9か月3日）、N病院で9か月児健診受診。

- ・子育ての気持ちは、4か月児健診と同じニコニコマーク。
- ・診察結果は、児の発育発達に問題なし。

⑤平成24年8月21日（生後1歳7か月17日）、区役所にて1歳6か月児健診受診。

- ・問診票に主訴なし。その他、気になる項目はなし。
- ・子育ての気持ちは、これまでと同じニコニコマーク。
- ・小児科診察結果は問題なし。歯科健診も、問題なし。
- ・保健師との育児相談の際も特に気になる点はなく、フォロー不要となった。当日は、祖母と一緒に来所していた。よく家に来ている模様。

⑥平成24年12月14日、本児死亡

### 4. 公判傍聴の中で、判明した事件当日の状況

（平成24年12月8日 本児が肺炎のためT病院を受診、当日入院）

（12月10日 本児が病院を退院）

12月14日 当日朝、退院後の再診のため、母親は本児を連れて、T病院を受診するも異常なし。当日、本児の父親は午前中仕事を休んで在宅中。長女は、幼稚園へ通園中。昼頃、自宅へ帰宅、3人（父親、母親、本児）で昼食をとる。その後、長女が幼稚園から帰り、父親は仕事へ出かける。母親は、午後1時過ぎからオンラインゲームを2時間ほどした後、リビングで仮眠をとる。

目を覚ますと、リビングが散らかっており、長男の手が汚れていた。母親は、父親が以前から子どもが部屋を汚すことに腹を立てていたため、帰ってくる夕方までに片付けようと焦っていた。長女には掃除の手伝いをするように言ったが、長男ははしやぎまわっていた。そこで、掃除の邪魔になると考え、一か所にとどめておく方法を考えた。ベランダや台所、お風呂よりは、ビニール袋を使おうと考え、長男をビニール袋に入れ2回縛った後、玄関の見えるところに置いておいた。リビングから見える範囲で、4回ほど様子を見ていた。20分くらい経過した後、長男の様子を見に行くと、既に冷たくなっており、午後4時36分頃急いで119番通報したが、午後4時45分頃救急隊員が到着した時点において、心肺停止状態であり、T病院へ搬送されたが、午後5時45分頃、病院にて死亡が確認された。

### Ⅲ 本事例の問題点・課題

本事例は、こども家庭センターやA区こども家庭支援室での虐待ケースとしての通報歴、相談歴はない。また、A区母子保健事業の新生児訪問指導や、4か月、9か月、1歳6カ月の乳幼児健診においても異常は見られず、健診の間診票や保健師との面談でも母親自身から育児に関する不安の訴えもない。さらに、祖母からの子育てにおける支援も受けており、平素は母親による虐待を疑わせる兆候は見られなかった。

事件当日、部屋の掃除を急ぐあまり、他の方法を選択する余地があったにもかかわらず、母親がビニール袋に長男を閉じ込める行為は、窒息死する可能性が十分予測できるものであり、傷害致死罪の暴行に当たると裁判所が認定しており、突発的に発生した事件である。

よって、本事例については、行政機関が虐待死亡事案としての結果を予測することは不可能であり、神戸市の対応に問題点は認められない。なお、再発防止のためには、育児中の事故に対する啓発の際に、本事例を参考事例として注意を喚起することが考えられる。